議第５８号

呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例

（呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第１条　呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成１７年呉市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（不均一課税の申告等） 第３条　前条の規定による固定資産税の不均一課税（以下「不均一課税」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第３１条第１項又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第４９条第１項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）<u>第１２条第３項</u>又は<u>第４５条第２項</u>の規定に基づく特別償却の適用を受けなかった場合においては，その理由書を添付したもの） (4)・(5)　略 ２・３　略	（不均一課税の申告等） 第３条　前条の規定による固定資産税の不均一課税（以下「不均一課税」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第３１条第１項又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第４９条第１項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）<u>第１２条第４項</u>又は<u>第４５条第３項</u>の規定に基づく特別償却の適用を受けなかった場合においては，その理由書を添付したもの） (4)・(5)　略 ２・３　略

（呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第２条　呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成１７年呉市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（課税免除の申告等）	（課税免除の申告等）

第３条　前条の規定による固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第３１条第１項若しくは第２項又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第４９条第１項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第１２条第１項又は第４５条第１項の規定に基づく特別償却の適用を受けなかった場合においては，その理由書を添付したもの） (4)・(5)　略 ２・３　略	第３条　前条の規定による固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第３１条第１項若しくは第２項又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第４９条第１項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第１２条第４項又は第４５条第３項の規定に基づく特別償却の適用を受けなかった場合においては，その理由書を添付したもの） (4)・(5)　略 ２・３　略

（呉市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第３条　呉市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成２５年呉市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（課税免除の申告等） 第３条　前条の規定による固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第３１条第１項若しくは第２項又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第４９条第１項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）	（課税免除の申告等） 第３条　前条の規定による固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第３１条第１項若しくは第２項又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第４９条第１項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）

第１２条第３項又は第４５条第２項の規定による特別償却の適用を受けなかった場合においては，その理由書を添付したもの） (4)・(5)　略 ２・３　略	第１２条第４項又は第４５条第３項の規定による特別償却の適用を受けなかった場合においては，その理由書を添付したもの） (4)・(5)　略 ２・３　略

付　則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法の一部改正に伴い，関係条例について所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。